

# 飛躍

~leaping~

(税)永田会計

時に、初春の令月にして、<sup>きよ</sup>氣淑く風和ぎ、梅は鏡前に粉を<sup>ひら</sup>抜き、蘭は<sup>はいご</sup>蕪後の香を薫す

新時代の幕開けとなりまして、皆様いかがお過ごしでしょうか。CMやチラシ広告をみると、「平成最後の～」や「令和最初の～」といった謳い文句が掲げられており、またニュースなどでも新しい時代に前向きなコメントをする方々が多くて、これからの希望を感じていけるような気がします。ちなみにニュースで見たのですが、「平成の空気」という商品が売られており、笑ってしまいました。

元号について調べてみると、日本の元号のスタートは飛鳥時代の「大化」。これ以降、平成まで元号は247もあるそうです。「令」が使われたのは初めてで、「和」は今回で20回目。奈良時代には「天平勝宝」など4文字の元号もあったとか。

明治以降は一世一元制度になりましたが、甲羅に北斗七星模様があるスッポンが献上されたのをきっかけに変更されたということもあったみたいです。ちなみに歴代の最短記録は鎌倉時代の「暦仁」でおおよそ2か月、公文書には天災による変更だったみたいです。

西暦と和暦って変換が正直地味にメンドクサイと感じてしまいます。そんな時に便利な令和元号豆知識として使えるのが「れいわ(018)」です。これを足したり引いたりすると一瞬です。西暦2019年から「れいわ(018)」を引くと令和1年。ぜひ使ってください。

これから増税だったり、人手不足だったり課題は多いと思いますが、明日への希望とともに大きく花を咲かせることができるように日々進んでいきましょう。



## 土地を売った際の消費税に関する手続きの注意点

事業者がたまたま土地を売却する場合、消費税に関する承認申請書や届出をしなかったら、消費税の納税額が高くなってしまいます。そこでこれらを行うことによって消費税負担額の抑制が可能になってきます。

承認申請書とは簡単にいうと税務署に対して「消費税の計算方法を変えますけどいいですか」ということです。そして、この承認には一定の時間がかかり、売買契約書などのコピーの提出が必要になってくることもあり得ます。

土地売却がその期の損益に与える影響は無視できません。売却のタイミングはほかの税金やその他の状況に応じて(翌期にずらす等の)総合的に判断しましょう。

## 節税保険について



2月13日、国税庁は生命保険各社に、いわゆる「節税保険」に対するルール改定の方針を通達しました。

節税保険とは、中小企業の経営者など自営業の人を対象にしたもので、まず比較的高額な保険料を支払い、自営業の利益を圧縮し、税率を軽減する。数年経つと元本以上の返戻金がもらえ、それを退職金に充てることによってまた課税を回避するという建て前の商品です。

4月になり、「既契約への遡及はしない」ということと、新たな損金算入ルールにおいても、ピーク時の返戻率が50%超から70%以下なら6割、返戻率70%超から85%以下なら4割を認めるという案を提示しています。

現在、新たな税務処理ルールは意見募集にかけられ、早ければ6月に適用となる見通しですので、続報が決まり次第また、お伝えしたいと思います。

最高解約返戻金	資産計上期間	資産計上(残額を損金算入)
50%超70%以下	保険期間の前半4割相当	当期分支払保険料×40%
70%超85%以下		当期分支払保険料×60%
85%超	保険期間開始日から最高解約返戻率となる期間等の終了日	当期分支払保険料×最高解約返戻率×70%(保険期間開始日から10年経過日までは90%)

### 永田会計からのお知らせ

永田会計では、熊本中央郵便局で動画広告を流しています。

放映時間は15秒程度のもので、一日中繰り返し放映されています。

熊本中央郵便局に行く機会がございましたら、ぜひご覧ください。

そして、ぜひぜひ周りの方々にも広めていただけると幸いです。

HPもリニューアルしていますので、そちらも覗いてみてください。



#### 5月税務カレンダー

- 10日 源泉所得税納付期限
- 31日 3月決算法人申告期限  
R1年9月決算法人中間申告・消費税等中間申告

#### 6月税務カレンダー

- 10日 源泉所得税納付期限
- 15日 所得税予定納税通知
- 30日 4月決算法人申告期限  
R1年10月決算法人中間申告・消費税等中間申告

おかげさまで今年40周年！！

## 税理士法人 永田会計

熊本市中央区坪井6丁目23番3号

TEL 096-345-6211

FAX 096-345-5371

税理士法人 永田会計

検索

